



特別養護老人ホーム愛の園 重要事項説明書

(2022年1月1日現在)

1. 設置者

名称	社会福祉法人神愛会
所在地	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田 2754-3
代表者	理事長 宮崎靖子

2. 施設

名称	特別養護老人ホーム愛の園
事業の種類	ユニット型指定介護老人福祉施設
介護保険事業所番号	3072400215
構造および面積	鉄筋コンクリート造 4階建 6,642㎡
利用定員	90名
ユニット数および定員	9ユニット 各ユニット 10名
所在地	和歌山県西牟婁郡上富田町生馬 316-56
施設長	崎山賢士
電話	0739-47-1234
ファクシミリ	0739-47-4329
Eメール	ainosono@shinai.or.jp
ホームページ	http://shinai.or.jp

3. 事業の目的

社会福祉法人神愛会が開設するユニット型指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム愛の園」は、居宅において常時介護を受けることが困難な要介護者等の入居を受け入れて、適正な指定介護老人福祉施設サービス(以下、施設サービス)を提供することを目的とします。

4. 運営の方針

- (1)入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援します。
- (2)地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

5. 主な職員の職種・員数及び職務内容

職種	常勤	非常勤	計	職務内容
施設長	1		1	総括管理
生活相談員	2		2	相談援助
介護職員	47	4	51	介護
看護職員	2	1	3	看護
機能訓練指導員	2	1	3	機能訓練
管理栄養士	1		1	栄養管理
医師		2	2	健康管理
介護支援専門員	2		2	介護計画

6. 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制	
医師	月・水・金曜日	12:30～14:30
介護職員	Aシフト	7:30～16:30
	Bシフト	9:00～18:00
	Cシフト	13:00～22:00
	Dシフト	22:00～ 7:30
	Dシフトは介護職員 6 名、宿直職員 1 名が勤務します。	
看護職員	早番シフト	8:00～17:00
	当番シフト	9:00～19:00
	遅番シフト	10:00～19:00
	夜間はオンコール体制で緊急時に備えます。	
機能訓練指導員	月～金曜日	8:30～17:30

7. 施設サービスの概要

(1) 介護

- ①各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術を持って行います。
- ②入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援します。
- ③入居者が身体の清潔を維持し、快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入浴の機会を提供します。ただし、やむを得ない場合には、入浴に代えて、清拭を行うことで清潔の維持に努めます。
- ④入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行います。
- ⑤おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に交換します。
- ⑥褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しています。
- ⑦その他、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援します。

(2) 食事

- ①栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ②入居者の心身の状態に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行います。
- ③入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、その心身の状態に応じてできる限り自律して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保します。
- ④入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援します。

(3) 機能訓練

心身の状態に応じて、日常生活を営むために必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための機能訓練を行います。

個別プログラムを作成し、楽しく広がりのある生活を送っていただくよう努めます。

8. 身体拘束

- (1)施設サービスの提供に当たっては、入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為は行いません。
- (2)緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者または家族に対して事前に口頭および文書による説明を行い、併せて文書による同意を得ます。
- (3)施設長を長とする身体拘束廃止委員会を随時開催し、緊急やむを得ず行う身体拘束について判断を行うとともに、常にその解消のため検討します。

9. 利用料金等

6～8ページの「特別養護老人ホーム愛の園利用料金表」をご覧ください。

10. 利用料の支払い

金融機関預金口座からの自動引き落とし（毎月27日）となります。

11. 健康管理

- (1)嘱託医師により、週3回診察日を設けて健康管理を行います。また毎月血圧・脈拍・体重測定、年2回の血液・尿・心電図検査、年1回の胸部レントゲン撮影を行います。
- (2)入居者の状態に変化があればその都度お知らせいたします。入院治療が望ましいと思われる場合は、入居者や家族の意思を尊重した上で医療機関へ入院していただきます。入院先への訪問は随時行いますが、付き添いはできません。

12. 医療行為

入居後は原則として愛の園診療所の医師の指示により医療行為を行いますので、入居時に医師と利用者及び家族との面談を行います。このため、以前と違う投薬になる等、診療方法が変わる場合があります。以前から利用されている医療機関の受診を希望される際は面談時に相談ください。

13. 協力医療機関

紀南病院 和歌山県田辺市新庄町46-70 Tel.0739-22-5000

14. 代理人

入居者による契約締結が困難な場合は代理人を選任していただきます。

15. 退居手続き

- (1)契約が終了し利用者が退居する際には、利用者及び家族の希望、利用者が退居後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行います。
- (2)お預かりの金品は、必要な清算の後に入居者または代理人に引き渡します。引き渡しには2名以上の同席をお願いいたします。
- (3)死亡退居の場合、ご遺体は代理人の方に引き取りいただきます。愛の園でキリスト教式の葬儀を行うことができますのでご相談ください。

16. 終末期のケア

愛の園では高度な医療行為は行えませんが、「看取りに関する指針」に基づき入居者および家族の希望に沿った終末期ケアを行います。

17. 苦情の受付

愛の園への苦情・相談

苦情受付担当者 生活相談員 池田貴之 Tel.0739-47-1234

福祉サービスの苦情・相談

和歌山県福祉サービス運営適正化委員会 Tel.073-436-5527

介護保険サービスに関する苦情・相談

国保連合会・介護サービス苦情・相談窓口 Tel.073-427-4662

県や市町村への通報・苦情・相談

和歌山県庁・長寿社会課サービス指導班 Tel.073-441-2527

上富田町役場・住民生活課介護保険担当 Tel.0739-47-0550

田辺市役所・やすらぎ対策課介護保険係 Tel.0739-26-4931

18. 施設サービス提供記録

- (1)入居者に対して施設サービスを提供するごとに、支払われる報酬等の必要事項を所定の書面に記載します。
- (2)入居者に対する施設サービスの提供に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存します。
- (3)入居者または代理人（身元引受人）は、いつでも(1)および(2)の記録の閲覧および謄写を求めることができます。謄写に際しては実費を負担いただきます。
- (4)入居者の求めに応じて、提供した施設サービスの内容を確認するための報告書を作成します。

19. 事故発生時の対応

- (1)施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。
- (2)事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3)施設サービスの提供によって賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

20. その他

- (1)外出・外泊の際は予めお申し出ください。
- (2)居室に訪問の際は、ユニットに備えている訪問者カードにご記入ください。
- (3)正面玄関は21時に施錠いたします。
- (4)食物の居室への持ち込みは少量とし、なま物は食べきれだけの量としてください。
入居者の中には飲み込みの困難な方、腐敗の判断が出来ない方、医師から食事の制限を受けている方がいますので、他の入居者への心配りはご遠慮ください。

_____年_____月_____日

指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に際し、この書面に基づいて重要事項を説明しました。

特別養護老人ホーム愛の園

説明者 職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、この書面に基づいて重要事項の説明と交付を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

入居者氏名 _____ 印

代理人（身元引受人）

氏名 _____ 印

住所 〒 _____

特別養護老人ホーム愛の園 利用料金表 (負担割合1割)

2022(R4)年1月1日現在

要介護度	介護保険サービス費 (単位:円/日)										居住費・食費 (単位:円/日)				1月(30日)当りの自己負担割合の目安
	基本サービス費	日常生活継続支援加算Ⅱ	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅳ ₂	個別機能訓練加算Ⅰ	サービス合計	処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅰ	利用料金(30日)	介護保険負担限度額段階	居住費	食費	利用料金(30日)		
1	652	46	12	21	12	743	62	21	24,780	3①	820	390	33,600	58,380	
													36,300	61,080	
													58,800	83,580	
													80,100	104,880	
2	720	46	12	21	811	68	22	27,030	3②	820	390	33,600	63,330		
												36,300	68,330		
												58,800	85,830		
												80,100	107,130		
3	793	46	12	21	884	74	24	29,460	3②	820	390	33,600	63,060		
												36,300	65,760		
												58,800	88,260		
												80,100	109,560		
4	862	46	12	21	953	80	26	31,770	4	2,006	1,445	103,530	132,990		
												33,600	65,370		
												36,300	68,070		
												58,800	90,570		
5	929	46	12	21	1,020	85	28	33,990	3②	1,310	1,360	80,100	114,090		
												36,300	70,290		
												58,800	92,790		
												80,100	137,520		

【状況や体制に応じて加算されるサービス費等】

- ・入院・外泊時に代えてサービス費に代えて246円/日(1月15日を限度)を算定します。
- ・初期加算(30円/日・30日限度) ・退所時相談援助加算(400~500円/1回)
- ・在宅復帰支援機能加算(10円/日) ・口腔衛生管理加算(80円/月)
- ・個別機能訓練加算Ⅱ(20円/月1回)・科学的介護推進体制加算Ⅱ(50円/月)
- ・看取り介護加算(1,440円/日・死亡日以前4日以上30日以下=680円/日・死亡の前日及び前々日=1,380円/日・死亡日)
- ・配置医師緊急時対応加算(650円又は1,300円/回)
- ・排せつ支援加算(100円/月) ・褥瘡マネジメント加算(10円/月)

【日常生活に要する費用】

- ・日常生活費(管理費)1,000円/月 ・理・美容料1,200円/回 ・個室電気料=30円/日
- ・外出、行事、サークル等参加費、衣料品、嗜好品、固有の器具・食器等=食費

【介護保険負担限度額認定制度】

課税状況や年金収入、資産の状況に応じて4段階に区分されます。市町への申請により1~3段階に認定されると居住費・食費の軽減措置が受けられます。(4段階は非該当)

【高額介護サービス費制度】

課税状況や年金収入、資産の状況に応じて5段階に区分されます。介護保険費用が一定額を超えると申請により後日還付されます。

特別養護老人ホーム愛の園 利用料金表 (負担割合2割)

2022(R4)年1月1日現在

要介護度	介護保険サービス費 (単位:円/日)										居住費・食費(単位:円/日)				1月(30日)当たりの自己負担割合の目安
	基本サービス費	日常生活継続支援加算Ⅱ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	役割職員配置加算Ⅳ ₂	個別機能訓練加算Ⅰ	サービス合計	超過改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅰ	利用料金(30日)	介護保険負担限度額認定	居住費	食費	利用料金(30日)		
1	1,304	92	24	42	24	1,486	124	41	49,530	非該当	2,006	1,445	103,530	153,060 円	
2	1,440	92	24	42	24	1,822	135	44	54,030	非該当	2,006	1,445	103,530	157,560 円	
3	1,586	92	24	42	24	1,768	147	48	58,890	非該当	2,006	1,445	103,530	162,420 円	
4	1,724	92	24	42	24	1,906	159	52	63,510	非該当	2,006	1,445	103,530	167,040 円	
5	1,858	92	24	42	24	2,040	170	56	67,980	非該当	2,006	1,445	103,530	171,510 円	

【状況や体制に応じて加算されるサービス費等】

- ・入浴・外泊時には所定のサービス費に代えて2,460円/日(1月に20日を限度)を算定します。
- ・初期加算(300円/日・30日限度) ・退所時相談援助加算(400～500円/1回)
- ・在宅復帰支援機能加算(100円/日) ・口腔衛生管理加算(300円/月)
- ・個別機能訓練加算Ⅱ(200円/月1回)・科学的介護推進体制加算Ⅱ(500円/月)
- ・看取り介護加算(1,440円/日・死亡日以前4日以上30日以下=680円/日・死亡の前日及び前々日=1,280円/日・死亡日)
- ・配属医師緊急時対応加算(650円又は1,300円/回)

【日常生活に要する費用】

- ・排泄支援加算(100円/月) ・褥瘡マネジメント加算(100円/月)
- ・日常生活支援管理料=1,000円/月・理・美容料=1,200円/回・個室電気料=30円/日
- ・外出、行事、サークル等参加費、衣料品、嗜好品、固有の器具、食器等=実費

【高齢介護サービス費制度】

課税状況や年収収入・資産の状況に応じて段階的に区分されます。介護保険費用が一定額を超えると申請により後日還付されます。

特別養護老人ホーム愛の園 利用料金表 (負担割合3割)

2022(R4)年1月1日現在

要介護度	介護保険サービス費 (単位:円/日)										居住費・食費(単位:円/日)				1月(30日)当たりの自己負担割合の目安
	基本サービス費	日常生活継続支援加算Ⅱ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員配置加算Ⅳ ₂	個別機能訓練加算Ⅰ	サービス合計	処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅰ	利用料金(30日)	介護保険負担限度額認定	居住費	食費	利用料金(30日)		
1	1,956	138	36	63	36	2,229	186	61	74,340	非該当	2,006	1,445	103,530	177,870 円	
2	2,160	138	36	63	36	2,433	202	66	81,090	非該当	2,006	1,445	103,530	184,620 円	
3	2,379	138	36	63	36	2,652	221	72	88,380	非該当	2,006	1,445	103,530	191,910 円	
4	2,586	138	36	63	36	2,859	238	78	95,310	非該当	2,006	1,445	103,530	198,840 円	
5	2,787	138	36	63	36	3,060	254	83	101,970	非該当	2,006	1,445	103,530	205,500 円	

【状況や体制に応じて加算されるサービス費等】

- ・入院・外泊時には所定のサービス費に代えて246円/日(1月15日を限度)を算定します。
 - ・初期加算(30円/日・30日限度) ・退所時相談援助加算(400~500円/1回)
 - ・在宅復帰支援機能加算(10円/日) ・口腔衛生管理加算(90円/月)
 - ・個別機能訓練加算Ⅱ(20円/月1回)・科学的介護推進体制加算Ⅱ(50円/月)
 - ・看取り介護加算(144円/日・死亡日以前4日以上30日以下=680円/日・死亡の前日及び前々日=1280円/日・死亡日)
 - ・配置医師緊急時対応加算(650円又は1300円/回)
 - ・排せつ支援加算(100円/月) ・褥瘡マシント加算(10円/月)
- 【日常生活に要する費用】
- ・日常生活費管理料=1,000円/月 ・理・美容料=1,200円/回 ・個室電気料=30円/日
 - ・外出、行幸、サークル等参加費、衣料品、嗜好品、固形の器具、食器等=食費

【高齢介護サービス費制度】

課税状況や年金収入・資産の状況に応じて5段階に区分されます。介護保険費用が一定額を超えると申請により繰上り還付されます。